

九州・全国専門委員長会旅費試算書記入時の留意事項

(1) 旅費支給の基準

全国高体連及び九州高体連の招請による各種会議に出席する競技種目別専門部役員の旅費は、交通費、宿泊費、旅行雑費を次の基準により支給する。

- ①交通費は、実費を支給する。
- ②宿泊を要すると認めるものについては、宿泊費を支給する。
- ③旅行雑費は、旅費条例に定める額とする。(県内200円、県外1,100円)
- ④招請者等からの旅費等の支給をうけるときには旅費は支給しない。

(2) 旅費を支給する日泊数

※但し、文書の内容によっては、2泊分認められない場合がある。

- ①九州専門委員長会…1泊2日分の旅費支給を基本とする。
 - ・沖縄県開催の場合…**※2泊3日分の旅費を支給する。** ←
 - ・宮崎県開催の場合…交通費と旅費雑費のみ
- ②全国専門委員長会…**※2泊3日分の旅費を支給する。** ←

(3) その他の留意事項

- ・生徒引率等で学校から旅費が支給される場合は、高体連からは支給しない。
- ・出来得る限り安価な旅費で収まるよう早めに旅券を手配する。
- ・回答期限については会議の1週間前に提出する。

(4) 旅費振込みまでの流れ

